



○国土交通省「令和3年度賃貸住宅管理業等に関するアンケート調査」ご協力のお願い

国土交通省において「令和3年度賃貸住宅管理業等に関するアンケート調査」が実施されています。下記をご確認の上、アンケート調査へのご協力をお願いいたします。

「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」(以下、本法律)は、令和2年12月15日にマスターリース契約の適正化のための措置が、令和3年6月15日に賃貸住宅管理業に係る登録制度がそれぞれ施行されました。

今般、本法律施行後の賃貸住宅管理業者等(サブリース業者含む)の業務の実態等を詳細に把握し、現状分析や課題等の検証を通じ、賃貸住宅管理業の更なる適正化につなげることを目的としたアンケート調査を実施いたします。

御回答につきましてはお忙しいところ恐縮ですが、令和3年11月19日(金)までに頂ければ幸いです。御理解と御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

◆アンケート調査は、全宅管理ホームページのお知らせ(11/2)にリンクを貼っております。Webアンケート調査の回答方法等については、下記委託事業者までお問合せください。
※お問合せの際は「賃貸住宅管理実態に関するアンケート調査の件」とお申出ください。

<委託事業者問い合わせ先>

株式会社ニッセイ基礎研究所 胡(こ)、塩澤(しおざわ)

TEL:03-3512-1814 Eメールアドレス:chosa-j@nli-research.co.jp

○インターネット・セミナー「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドラインの概要(賃貸借関連部分)」追加!

本会では、「インターネット・セミナー」をホームページに開設しており、10月8日に国土交通省より「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」が公表されたことを受け、この度、本会オリジナルの研修動画『宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドラインの概要(賃貸借関連部分)』を公開いたしました。

新しい研修動画は、上記ガイドラインの概要について佐藤貴美弁護士が解説する動画セミナーで、「ガイドラインのポイント、ガイドライン制定の背景、ガイドラインの適用範囲、調査について、告知について(賃貸借のケース)、他」についてお伝えしております。

是非ともご確認いただきまして、適切な調査や告知に係る判断基準理解の一助としてご活用いただければと思います。

詳細につきましては、本会ホームページ「インターネット・セミナー」をご確認ください。

一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会

TEL:03-3865-7031
FAX:03-5821-7330

<https://chinkan.jp/> 全宅管理

検索